

申請時に必要な書類

1 補助金交付申請書（別記様式第1号）提出時の添付書類

（耐震診断事業：予備診断，本診断）

- 確認済証及び検査済証の写し
- 事業の実施に関する証書（別記様式第1号の2）※以下の書類を添付
 - 総会における議事録の写し
 - 管理組合の管理規約の写し
 - 区分所有部分ごとの用途及び区分所有者の住所・氏名の一覧
 - 工事費用の負担割合が明らかとなる書類（耐震改修工事の場合に限る）
- 位置図（案内図），配置図，平面図，立面図，断面図，面積表
- 外観写真（撮影位置を明示すること）
- 当該耐震診断事業に要する費用の見積書又はその写し（積算内訳を明示したもの）
- 耐震診断者の耐震診断講習修了証の写し
- その他市長が必要と認めるもの

（耐震改修事業：耐震設計，耐震改修工事）

- 上記1~4に掲げる書類
- 耐震診断結果報告書（判定結果を確認できる箇所）の写し
- 当該耐震改修事業に要する費用の見積書又はその写し（積算内訳を明示したもの）
- 耐震設計又は耐震改修工事の工事監理を実施する建築士の建築士免許証又は建築士免許証明書の写し
- 工事工程表（耐震改修工事の場合に限る）
- その他市長が必要と認めるもの

2 完了実績報告書（別記様式第12号）提出時の添付書類

（耐震診断事業：予備診断，本診断）

- 予備診断結果報告書（予備診断の場合に限る）
- 本診断に要する費用の見積書の写し（予備診断の場合に限る）
- 本診断結果報告書（本診断の場合に限る）
- 耐震診断事業の実施に関する契約書の写し
- 耐震診断事業費の領収書の写し及び内訳書の写し
- その他市長が必要と認めるもの

（耐震改修事業：耐震設計，耐震改修工事）

- 耐震改修事業の実施に関する契約書の写し
- 耐震改修事業費の領収書の写し及び内訳書の写し
- 耐震改修設計図，工事費見積書及び工事工程表（耐震設計の場合に限る）
- 事業完了写真，耐震改修完成図，工事費精算書及び実施工程表（耐震改修工事の場合に限る）
- その他市長が必要と認めるもの

■申請様式

新潟市マンション耐震改修等促進事業実施要領に定められています。
事業が複数年度にわたる場合、申請内容に変更がある場合などは、以下の申請手続きも必要です。
 添付書類は内容により異なりますので、個別にご相談ください。

- 事業が複数年度にわたる場合
 - 全体設計（変更）承認申請書（別記様式第3号）
- 交付決定後に事業内容の変更がある場合
 - 補助金交付変更申請書（別記様式第6号）
- 取り止める場合
 - 事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第8号）
- 期日までに完了しない場合
 - 完了期日変更報告書（耐震診断事業 別記様式第10号）（耐震改修事業 別記様式第11号）
- 耐震改修工事で、市から中間検査の工程が指定された場合
 - 中間検査申請書（別記様式第5号）

新潟市マンション耐震改修等促進事業のご案内

新潟市では、震災に強いまちづくりを進め、市民の生命・財産を地震による建物の倒壊等の被害から守るため、昭和56年5月31日以前に建築した分譲マンションの耐震化を支援しています。古い建物でも、適切に改修を行うことで地震が強くなります。まずは耐震診断を行い、お住まいのマンションの耐震性を確認しましょう。

補助の対象となるマンション

次の①~⑥全てに該当するマンション

- 昭和56年5月31日以前に建築し、又は工事に着手したもの
- 鉄筋コンクリート造、鉄骨造などで、地上部分が3階建て以上
- 延べ面積が1,000㎡以上
- 耐震診断に必要な構造関係の図書があること（図書がない場合は要相談）
- 建築基準法に基づく確認済証等の交付を受けたもの
- 管理組合の総会で補助を受ける事業の実施について決議がなされていること

補助内容 ※各補助事業は年度単位（4月~3月）で行います。

耐震診断 予備診断と本診断を同時に実施することができます！

申請手続きは1回分です

予備診断

既存の設計図書等を基に建物の概略を調査し、本診断に必要な費用を見積もります。

本診断

建物の状態調査や既存の設計図書に基づき精密な耐震診断を行い、建物の強度を計算します。

診断結果 耐震性不足
（耐震設計に進むことができます）診断結果 耐震性有り
地震時の安全性が確認されました
地震保険の割引も受けられます

耐震設計

対象：本診断の結果、耐震改修が必要と判定されたマンション
耐震診断の結果に基づき、建物を地震に対して安全な構造とするための設計を行います。

耐震改修工事

対象：本診断の結果、耐震改修が必要と判定され、本事業で耐震設計を行ったマンション
耐震設計に基づき、建物を地震に対して安全な構造とするための改修工事を行います。

耐震化完了

税控除や地震保険の割引を受けられます。

申請窓口・問合せ先

新潟市建築部建築行政課（担当：建築行政係）

〒951-8554

新潟市中央区古町通7番町1010番地

TFL: 025-226-2837（直通）

FAX: 025-229-5190

各申請書の様式は新潟市ホームページからダウンロードできます

新潟市 マンション耐震

検索

予備診断（予備調査）

補助率 予備診断費用の2/3以内 かつ1棟あたり14万円を限度

業務内容

- ・建物の概要，構造形式，形状及び敷地の調査
- ・建物の修繕履歴及び被災履歴等の調査
- ・設計図書の有無の確認
- ・設計図書がない場合の調査（設計図書がない場合）
- ・本診断の実施方法の検討
- ・本診断費用の見積書作成

本診断

補助率 本診断費用の2/3以内 かつ1戸あたり3万円を限度（上限150万円）

業務内容

- ・コンクリートの強度検査，建物の劣化状態等の調査
- ・耐震診断の実施及び報告書の作成
- ・耐震設計費用の見積書作成

耐震設計

補助率 耐震設計費用の2/3以内

業務内容

- ・補強方法の選定
- ・耐震改修設計図，耐震改修費用の見積書及び工事工程表の作成

耐震改修工事

補助率 耐震改修工事費（50,200円/㎡※を限度）に1/3以内 かつ1戸あたり50万円を限度
※Is（構造耐震指標）の値が0.3未満は55,200円/㎡，免振工法等特殊な工法による場合は83,800円/㎡を限度

業務内容

- ・耐震改修工事の実施
- ・耐震改修完成図及び工事費精算書等の作成

耐震化完了

固定資産税・所得税の控除が受けられます！

固定資産税：工事完了年度の翌年度の固定資産税が2分の1に減額（1戸当たり120㎡相当分が上限）
令和8年3月31日までに耐震改修工事を行った住宅が対象。
工事費用50万円を超えるものに限りです。

所得税：工事完了年度の所得税額から標準的な工事費用相当額（上限250万円）※の10%を控除
令和7年12月31日までに耐震改修工事を行った住宅が対象。
（※租税特別措置法より）
第2次診断法若しくは第3次診断法により，耐震改修後の耐震指標を算定することが必要です。

地震保険の割引が受けられます！

耐震診断割引：割引率10% 耐震診断又は耐震改修の結果，現行の耐震基準を満たす建物である場合。
耐震等級割引：割引率10%以上 耐震等級1（建築基準法で定められた最低限の耐震基準）以上を満たした建物である場合。

手続きの流れ

※耐震診断（予備診断・本診断）・耐震設計・耐震改修工事共通です。

